

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：十日町市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	71.4%
全職員	59.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	88.5%
本庁課長補佐相当職	97.2%
本庁係長相当職	96.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	87.9%
31～35年	98.2%
26～30年	96.0%
21～25年	92.4%
16～20年	90.5%
11～15年	98.0%
6～10年	81.7%
1～5年	78.9%

【説明欄】

- ・会計年度任用職員の女性比率が高い(78.9%)ため、「全職員」の差異が大きくなっている。
- ・2(1)「本庁部局長・次長相当職」には、女性職員がいないため、差異は記載していない。
- ・2(2)「1～5年」は、男性の国、県からの割愛採用職員(課長補佐級以上)及び医師を含むため、差異が大きくなっている。
- ・2(2)「6～10年」は、男性の医師を含むため、差異が大きくなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。